

## 「解体用建設機械」への労働安全衛生法令の適用拡大について

平成25年7月1日から「解体用機械」のうち、従来から法適用を受けていた「ブレーカー」に加え、

- ・「鉄骨切断機」「コンクリート圧碎機」(いわゆる「ニブラ」)
- ・「解体用つかみ機」(いわゆる「グラップル」)

(裏面参照)

が、「車両系建設機械」として規定され、新たに労働安全衛生法令の規制を受けることとなりました。

このため、下記の点に特にご留意ください。

### 記

#### 1 技能講習修了資格が必要

解体用機械の運転操作については、機体重量が3 t以上の場合、「車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了」資格が必要です。(なお、3 t未満は「特別教育」の受講が必要です。)

#### 2 特定自主検査が必要

解体用機械については、他の車両系建設機械と同様に、1年以内ごとに1回の特定自主検査を受けなければなりません。

#### 3 機械と接触する危険のある個所への労働者の立入禁止

接触危険個所への立入禁止が原則です(誘導者を配置し、監視誘導させる場合を除く)。

#### 4 用途外使用の禁止

解体用機械を用いて、主たる用途ではない吊上げ等の作業は禁止されています。

#### 5 運転室を有すること

物体の飛来等の危険がある場合には、原則として、運転室を有する解体用機械を使用しなければなりません。

#### 6 アタッチメントの倒壊等の防止

アタッチメントを交換等する場合には、倒壊防止用の架台を使用しなければなりません。

## 解体用車両系建設機械の写真（例）

- ・従来から規制されているもの

〔ブレーカー〕



- ・新たに規制されたもの（H25.7.1～）

〔鉄骨切断機〕（ニブラ）



〔コンクリート圧碎機〕  
（ニブラ）



〔解体用つかみ機〕（グラップル）

